

(財) 日弁連法務研究財団

認証評価評議会 (第6回) 議事録

2007 (平成19) 年5月9日 (水) 午後5時～7時

## (財) 日弁連法務研究財団：認証評価評議会（第6回）議事録

1 日 時 2007（平成19）年5月9日（水）午後5時～7時

2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

3 出席者

議 長 本林 徹

評議員 大谷 實，片山善博，佐柄木俊郎，新堂幸司，千種秀夫，中村睦男

吉村徳則（50音順・敬称略）

オブザーバー 松尾浩也（次期評議員・東京大学名誉教授）

専務理事 星 徳行

事務局長 由岐和広

事務局長代行 山本崇晶

事務局次長 石井邦尚

事務局員 青戸理成，皆 真希，持田光則，山本敦子

4 議 題

（報告事項）

1）評議員の交替について（5/22 財団理事会にて正式に選任）

2）その他

（審議事項）

1）2006年度決算報告及び2007年度予算案について

2）2006年度活動報告及び2007年度事業計画案について

3）異議申立手続について

4）異議審査委員会予備委員の追加選任及び早稲田大学からの異議申立対応のための異議審査予備委員の指名について

5）その他

（意見交換事項）

1）2006年度認証評価の実施結果の報告と今後の課題について

2）その他

5 議 事（別紙）

（注：議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。）

【本林議長】 それでは、大体おそろいいただきましたので、第6回の認証評価評議会を開催させていただきます。

まず最初にご報告ですけれども、評議員が交代をされました。お一人は、経済同友会の代表幹事であられました北城評議員が辞任をされまして、かわりに経済同友会の副代表幹事・専務理事でいらっしゃる小島邦夫氏に交代をするということと、納谷評議員が辞任されまして、松尾浩也先生にご就任をいただくということをご報告させていただきます。

この正式な選任手続は、実は5月22日に開催されます財団の理事会において行われますので、きょう、松尾先生には一応オブザーバーという形でご出席をいただきまして、理事会承認以後、正式の評議員としてご活躍いただくということをお願いしたいと思います。一応この交代について、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 よろしいですか。松尾先生、ちょっとごあいさつをお願いします。

【松尾教授】 松尾でございます。よろしくお願ひいたします。

【本林議長】 よろしくお願ひします。

それでは、お手元の進行議題の順に、基本的に従って進めたいと思っております。

まず、審議事項、今回は定期の評議会でございますので、予算事業計画等、基本的なところをお諮り申し上げるわけでございます。まず1番、2006年度の決算報告並びに2007年度の予算案について、これをお諮りしたいと思います。じゃ、事務局のほうから説明をお願いします。

【山本事務局長代行】 事務局の山本でございます。資料11でございます。2006年度の認証評価事業決算書及び2007年度の予算書でございます。

2006年度でございますけれども、評価手数料収入が575万、事業補助金が日弁連から4,000万、それから文部科学省からの調査研究委託費が2,867万1,824円、あと利息分が雑多収入にございます。収入が7,444万2,083円。

支出のほうは、事業費といたしまして、評価員の研修、調査研究、本評価の実施、会議費等々ございまして、3,032万4,463円。それから管理費といたしまして、いわゆる事務局の費用でございますが、3,195万4,981円。これと前年度より編入金もございます。支出が6,322万9,122円でございます。

予算、決算ということでございますと、1,121万2,961円の黒字決算でございます。

す。

続きまして、予算でございますが、2007年度は本評価を11校控えておりまして、全体の規模が少し大きくなっております。収入が評価手数料3,850万、日弁連からの補助金が4,000万、文科省からの事業委託金が2,150万839円等々で、収入が1億3万強。繰り越しを含めまして、1億1,394万3,478円でございます。

支出のほうでございますが、事業費が5,460万、管理費が5,934万3,478円でございます。合算いたしまして、1億1,394万3,478円。前年度からの繰り越しを合わせますと、収支とんとんで予算は組んでおります。

増えております部分は、事務局の弁護士嘱託などでございますが、これまで5名でやっておりましたのを7名に増員しております。

以上でございます。

【本林議長】 それでは、第2号の活動報告と事業計画案、一緒に説明いただいてから質疑にしましょうか。

【山本事務局長代行】 資料10、2006年度の活動報告及び2007年度の事業計画（案）でございます。

まず評議会でございますが、2回開催させていただきました。それから、評価委員会は2006年度に6回開催、2007年度に4回の開催を予定しております。今年及び来年度は、評価がそれぞれ11校及び14校実施いたしますので、評価委員会の開催は相当タイトになると思います。

それから、委員会としましては異議審査委員会がございまして、今年の3月26日に第1回を開催いたしました。委員長に後藤昭・一橋大学の法科大学院の先生を選任し、運営規則を作成しております。ちなみに、異議審査委員会につきましては後でご説明させていただきますけれども、本評価を行いました早稲田大学から異議が出まして、6月7日にそれを審査する委員会を開催する運びになっております。

それから2ページに行きまして、トライアル評価でございます。2004年度から評価の準備作業として行ってまいりましたが、現在29校を終えております。別紙1をごらんいただければと思います。

資料10の別紙1でございます。横置き表になっておりまして、左端の番号1番から29番までの法科大学院のトライアル評価を終えております。あと、残るは30番目、北海学園大学、後発組の法科大学院のトライアル評価を今年の7月3日、4日に予定してお

ります。これで一応トライアルは打ちどめという計画で、あとは本番の評価を進めたいと考えております。

戻りまして、本評価の計画でございます。契約状況でございますが、現在、契約締結済みのものを含めまして、固まっておりますのが28校でございます。行きつ戻りつになりますが、別紙2、トライアル評価の次のページをごらんいただけますでしょうか。本評価実施校の一覧表でございます。18年度、2校は既に終えております。平成19年度春学期4校は、現在、自己点検・評価報告書が出てきたところです。同年秋学期に7校、平成20年度の春7校、秋7校を予定しております。21年度は北海学園のみです。

そのような状況ですが、当初懸念しておりました、国立大学はないのではないかといいところなんですが、4校評価をする予定でございます。いずれも比較的小規模のところでございます。大規模なところは、独立行政法人の大学評価・学位授与機構が評価をするというふう聞いております。

ちなみに、評価機関が3つ出そろいました。ことしの2月に大学基準協会も文科省の認可を得まして、3つの評価機関が74の法科大学院の評価を分け持つということになりました。大学基準協会は、まだ認可を得たばかりなんでございますが、平成19年度は慶應義塾大学と法政大学の法科大学院の評価をすることを、つい先日ホームページに公表しました。様子から見ますと、平成20年度に相当多くの法科大学院の評価がなされることになりそうです。

また戻りまして、3ページ。4番目、実際に評価を行うに当たって、現地調査に従事する評価員でございますけれども、今年2007年5月1日現在の登録数は198名でございます。トライアル、本評価で経験をされた評価員が168名ございまして、全体としては本評価も経験者を中心に当たるという体制になっております。

次、5番目、文部科学省の調査委託研究でございますけれども、06年度の調査委託されましたところは、今、調査研究報告書をまとめているところでございます。トライアル評価等が中心になりますけれども、テーマが3つございまして、1つ目は評価基準の適用のあり方、具体例の集積等です。2つ目が、法科大学院における評価を受けるための資料、記録の整理のあり方。3点目が、評価結果を教育改善に役立てるための仕組みについてということなんです。

6番目、その他の活動でございますが、1つ目がシンポジウムでございます。今年3月26日に、144名の参加を得て行いました。資料10の最後のページでございますが、

別紙3がプログラムでございます。ちょうど当財団の評価報告書が2通公表された日でございます。シンポジウムに先立ちまして、記者レクを行いまして、それからシンポジウムで、駒澤大学法科大学院と早稲田大学法科大学院の評価をしたチームの主査、それから評価を受けた側の責任者、それぞれに感想なり意見なりをご紹介いただきました。それを踏まえて、質疑応答・意見交換を行いました。公開の場で、評価をした側とされた側が言い合うような格好でございますので、少しどうかなという意見もあったんですけども、なかなか率直な議論がございました。

あわせて、後半で評価のあり方のうち、成績評価・修了認定の評価をどのようにやるかというパネルディスカッションをしました。それで、法科大学院の修了のあり方、実態が2006年度の入学者に対しては96%、ほとんどの学生がこのまま卒業できるということでございます。ちなみに、2007年度入学といえますか、今年の3月修了予定者につきましては、約1割が修了できていないと。おやめになった方であるとか、あるいは進級できなかった方、修了できなかった方が、合わせて1割ということでございます。これについては、各法科大学院にいろいろな意見をいただきました。

それから最後に、3ページ最後でございますけれども、認証評価事業のアンニュアルレポートといえますか、定期刊行物についてでございます。評価報告書を刊行物に載せる、あわせて評価にまつわる、あるいは法科大学院教育についての研究成果を公表するという計画でございます。第1号は、今年5月中を目途に刊行予定でございます。商事法務に刊行を依頼しております。中身は、最初に前書きがございますけれども、2006年度の評価結果、及び当財団が、いろいろ評価の参考にしました全米法曹協会、アメリカン・バー・アソシエーションのロースクール認定の評価手続に関する規程の研究及び翻訳でございます。それから、2006年3月に行いました「法科大学院の挑戦」と題しましたシンポジウムの記録を掲載させていただく予定でございます。

以上が、事業報告及び事業計画（案）でございます。

**【本林議長】** ありがとうございます。

それでは、資料11にありました決算書と予算書（案）、それから今の活動報告並びに今年度、新年度の事業計画（案）、説明をいただきましたけれども、何かご質問ございませうか。

私のほうから1つだけいいですか。この活動報告、資料10についてですが、先ほどのお話で、この財団が評価を、一番最初の認証を受け、先行して、今のところ74校あるう

ちに、トライアルで大体30校、それから本評価で28、大体3分の1強でしょうか、やられるということで、よくここまで来たと思います。今後、今のお話では大学基準協会、これは主として私立ですよね。それから大学評価・学位授与機構、これは国公立が中心だと思いましたが、3つできたということで、これから認証評価機関が、ある意味では競い合ってよりよい評価をしていくということになると思うんです。それは、司法制度改革審議会の意見書でも、どこか1つだと必ず緩むということで、複数設立されるのが望ましいというご意見だったので、そういう方向に来たように思うんです。

先ほどご説明の3ページの4のところ、198名、評価員の登録、既に評価を経験した評価員は168名、おそらく評価をするメンバーの構成というのも、大学基準協会とか大学評価・学位授与機構とかなり違うのではないかと考えております。この日弁連法務研究財団の場合には、研究者も入っていますし、弁護士、裁判官、検事の実務家も入っている、有識者も入っているということで、評価員の幅がかなり広いと思うんですけれども、おそらくほかの2つの機関は、どちらかといえば研究者中心ということになるんじゃないかと思えます。そういうような漠としたとらえ方でよろしいのかどうかということと、この財団の場合に、研究者と実務家、有識者、これは漠として、大体どんな構成、どのくらいのパーセントの構成になっているのか、細かい数字は要りませんですけども、例えば、実務家、研究者、半分ぐらいだとか。

【由岐事務局長】 実務家と研究者、実際は半々ぐらいだと思います。有識者の場合は、大学の実情をご存じない方もおいでになるというか、あまり多くないのが現状でございます。この辺について、有識者をどういう形で関与させるかというのが、今、問題となっている部分でございます。

【本林議長】 そうですか。

【由岐事務局長】 ほかの機関は、やっぱり先生のおっしゃる通り、研究者が多くて実務家はほとんどいない——ほとんどというと語弊がありますね。何人かいるということですよ。裁判所、検察庁、法務省のほうからも、この春には法務省のほうから1～3名、裁判所のほうから1～3名、評価員に加わっていただくことになりまして、後期も大体そういう形になると思います。そのことは事前に了解をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

【本林議長】 もう一つ突っ込むと、法科大学院のあるべき姿というのは、理論と実務を架橋するということところが、最初の法曹養成の一つの理念なんです、認証評価を受ける

大学院側とすると、研究者が評価員であるほうが大学の実態がわかっててくれて、非常にやりやすいと思っておられるんじゃないかと、これは憶測ですけどね。そういう意味で、実務家とか有識者がメンバーに入っているということが、受ける側としてはどういうふう  
に受けとめられているのか、やっぱり学者のほうがいいというふうなことを言っているの  
か。評価としてはどちらがいいかという問題は別にあると思うんですけども、何かその  
辺のニュアンス、受ける側で、評価員のメンバー構成の違いというのは、若干受けとめ方  
が違うんでしょうか。

【山本事務局長代行】 3月26日のシンポジウムで、こういう意見がございました。  
法科大学院の研究者教員の方なんですけれども、先ほどございましたとおり、やはり大学  
の実情面をよく理解して、ご存じの方に評価してもらおうほうが適切なのではないかと。国  
の制度として、法曹養成を大学にゆだねた以上は、大学の論理を全く無視してやられると  
非常に困るということでございます。

例えで言いますならば、成績評価について、答案をひっくり返したり、何でこんな成績  
なんだということをいろいろ厳しくおっしゃるけれども、大学の教員には成績評価権とい  
う、教育効果を含めた教育全体の中で考えているんだ、それを一律にこんなにAが多いの  
はおかしいとか、どうこう言われるのはいかがなものかという意見がございました。

【本林議長】 まあ、仲間に評価してもらったほうが気安いという気持ちなんでしょう  
ね。率直な意見なんだろうと思うんですけど、その辺、緊張感がどう出たのかという……。

【片山評議員】 評価というのは、やっぱり距離感のあるところで行うことによって、  
初めて評価になるのではないのでしょうか。

【本林議長】 私もそう思います。

【片山評議員】 お互いにわかり合うというのは、いい面もあるかもしれませんがけれど  
も、どうしてもちゃんとした評価になりませんよね。やっぱり説明責任を果たせないところ  
は、あんまりやってほしくないと思います。

【由岐事務局長】 大学の側からいうと、ピアレビューという形で大学関係者が見たほ  
うがわかるんだという考え方もありました。我々もその考え方も理解できますし、今、片  
山評議員がおっしゃったように、ちょっと距離がある人が見たほうがいいというのもわか  
る。この2つをうまくバランスよくやっていくことが一番いいのかなというのが、現状で  
の私どもの考え方で、やはり実務家と研究者のどちらかに偏るよりは一緒にやっていくと。  
それと、実務家もここ3年間、ここに言う実務家というのは、全く法科大学院教育にかか



わっていない人というよりは、実務家教員として関わっている方が多いものですから、大学の現状を全くわかっていないというわけではないという人たちが評価員になっていただいております。

【本林議長】 今のピアレビューって何ですか。

【由岐事務局長】 大学関係者が大学を見たほうが、大学の現状をわかっているという意味で、何ていったらよろしいんですかね、すみません。いろいろな意味に使うんですが、同業者が同業者を見たほうがいいんだという考え方があるということです。

【本林議長】 「ピュア」って、純粹のピュアという意味じゃなくて、「ピア」ですか。

【由岐事務局長】 そうです。

【本林議長】 「同胞」というような。なるほど。

【由岐事務局長】 要は、弁護士を評価する際、弁護士が一番わかるという考え方…。

【本林議長】 そういうのと同じ発想ですね。

【新堂評議員】 非常に古い考えの先生もいまして、教育の自由は神聖なものだというような、そういうところからの発想がないわけじゃないです。

【松尾教授】 よろしいですか。

【本林議長】 松尾先生、どうぞ。

【松尾教授】 大学の事情がよくわかっている人に見てもらおうということになると、それはそれなりのメリットもありますが、思い切った意見というのは、おそらく出てこないと思います。私が以前にメルボルン大学で経験したことです。向こうの人と話していて試験の採点の話になりまして、日本では担当教授が一人で採点するという話をしましたら、それは驚かれました。一人で採点して公正な採点ができるのですかといわれました。当時の日本の大学の実情から、複数で採点するのはおよそ考えられなかったわけですが、新しい制度だから思い切った変革も提案しようということであれば、むしろ大学外の方が適任かなと思います。しかし、そうなると、研究者を含めてやるという、その辺の意見調整をどう考えるかでしょうね。

【新堂評議員】 私なんかはここにも出席しながら評価を受ける経験をしましたが、実務家かどうかということについては、それほど気にはしませんでしたが、しかし大学というものを評価する、それもいろんな活動をしているのを自己点検の書類と、3日程度の、しかも授業については15回のうちの1回の半分ぐらいとか、そういうようなわずかな材料で評価するんだから、大学の同僚に対しては、財団の評価も一つの見方なんで、

それだけにこだわるのはどうか、大いに参考にすべきではあるが、あんまりかりかりしないように、と言っておきましたけれども。

【大谷評議員】 評価チームの主査は、どういうふうを選んでいるんですか。

【山本事務局長代行】 評価チームの主査は、評価委員会の委員が……。

【大谷評議員】 互選ですか。

【山本事務局長代行】 はい。

【本林議長】 一応、研究者と実務家と有識者が、どれかに偏るといふんじゃなくて、できるだけ3者がそのチームに入るようにしてるんでしょう。

【由岐事務局代行】 そうです。

【本林議長】 例えば、実務家が全然入らないチームとかっていうのはないでしょう。

【由岐事務局長代行】 それはないです。問題は、有識者……。

【本林議長】 有識者は先ほど言っていたように、やっぱり仕事をしながらだから……。

【由岐事務局長】 トライアルには出ていただいていますけれども、本評価については、ちょっと難しいです。

【大谷評議員】 私の文科省での専門委員の経験では、主査の方のやり方によって随分違って来るような感じがするんです。文科省でも互選で主査を決めたんですけど、しかし主査によって随分、評価の仕方が違っていったような感じがいたしますね。

【本林議長】 実際に評価委員会で報告書をまとめるときには、そのチームの報告を評価委員全体で聞いて、全体で審議しながら報告書をつくっていますので、そのチームの方がつくった報告書が即、そのまま結論になるということではないので、そこは少し客観化しているんだと。

【由岐事務局長】 評価チームから出てきた評価チーム報告書を、評価委員が三、四名集まって、評価委員会に上げる評価報告書原案の素案に練り上げます。評価委員には何校か見ていただいているんですね。その中で、分科会の素案を出して、それを評価委員会にかけて、もう一度議論してやる。

【本林議長】 全体でやると。そうですね。

【佐柄木評議員】 前回の評議会の際に、国立が学位授与機構ばかりというのはおかしいじゃないか、文部省とふだんおつき合いがあるので、それでやってしまうのか、こちらとしても何か言わなくちゃいけないのではないかと、というようなことをいわれたと思うんですが、さっきのお話では国立が4校来たということですね。何らかのアピールという

か、アクションをおやりになったことはあるのでしょうか。

【吉村評議員】　そこまでは詰めてなかったように思いますけどね。

【佐柄木評議員】　ただ、何とか有形無形にアピールして、来てもらったほうがいいという話になってたのではないですか。

【山本事務局長代行】　一度、法科大学院協会の席上で、評価機関がプレゼンテーションをしたことがあったんですが、その席上で評価のあり方として、偏るのはよろしくないんじゃないかということを申し上げたことはあります。

【本林議長】　4校でも、壁は少し破れたということになるかもしれませんけどね。

ほかに、決算書、予算（案）、それから今の活動報告、事業計画等についてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1号議案と2号議案につきましては可決をいただいたということで、次の第3番目の異議申立手続について、この件について説明をお願いします。

【山本事務局長代行】　資料12でございます。「異議申立手続に関する諸規程」でございます。これまでトライアル評価はやってまいりましたが、異議申立手続のトライアルをやっておりませんでした。(笑) 異議申立手続がどのようにして審議されるかというところについては、必ずしも十分練られていなかった、あるいはこれから審議していくような点があることが最近になってわかりました。早稲田大学法科大学院の異議が出ましたので、そういうこともございまして、今、その整理をし、少し手直しするところがあれば、手直しをしていくということで、検討しているところでございます。

異議申立てが生まれて、どういう段取りで事が進むかと申しますと、異議審査委員会というのがございます。資料の13に委員の名簿がございますけれども、評価委員会とは全く別の審議体で、異議事由の審査をすることになります。どういう審査をするかといいますと、資料の12の3ページ、異議申立手続。これは、法科大学院認証評価手続規則というものでございますけれども、ここで第6条以下書いておりますが、異議事由はここに記載のものです。

第7条で、異議審査委員会は異議申立てを審査すると書いておりますけれども、必要によって再調査をする、あるいは評価チームに再調査を命ずることがあると書いてあるんですが、異議審査委員会で審査をした結果は、評議会に返ってまいります。ここがなかなか大変なところでありまして、ここが最高決定機関ですので、その異議事由に対する審査をすることになっております。

第8条、認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書、審査結果を踏まえて審理をし、以下の各号のいずれかの結論を示して当否を判断する。1つ目は異議不相当として却下、2つ目が異議相当として評議会で評価報告書を修正する、3つ目が異議相当として評価委員会に再評価を命じる。この3つからの選択を評議会でなすことになっております。

当初の考え方は、異議が出るということは、評価基準ないし財団の考え方に対するチャレンジでもあるだろうから、それを定め、変更することのできる権限を持つ評議会がやるべきであるという考え方でございました。そういう考え方で、これからも運営すればいいのか、ということがございますし、また、この評議会、現在年2回の開催でございましてけれども、こういう実質審議をすることになりますと、年3回程度は開催することになると思います。

異議及び審査手続、これらの手続を改めるとすれば、評議会でこの評価手続規則を変更し、これをまた文科省のほうに出さなければなりませんので、大変なことになります。少なくとも、早稲田大学の異議につきましては、異議審査委員会の審査を経て、評議会で審理し判断するということになります。また別途ご案内させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【片山評議員】 これは、各評価機関とも同じようなスキームをとっているわけですか。

【山本事務局長代行】 ではございません。

【片山評議員】 異議申立てがない評価機関もあるわけですか。

【山本事務局長代行】 はい。今のところは、異議申立てに変えて、評価報告書決定前に法科大学院の意見を聴取し、それを反映、審査した上での評価報告書にしております。実は、当財団の評価報告書もそういう手続を1回経ておりますけれども、それを経てもなお、公表後にその結果にチャレンジしたいという、公開の場でのチャレンジを認める手続になっております。再審手続であると。

【片山評議員】 公明正大でいいですね。これは、その後、例えば訴訟になるということはあるんですか。この評議会の結論に、さらに不満がある場合、司法まで持っていくというのは。

【山本事務局長代行】 それはおそろくない。そういう検討はされたんですけども、なかろうと。実際には、その結論に対するチャレンジは、この評価報告書、あるいはその確定を経て、それを踏まえて文部科学省が何らかの行政行為をしたことに対するチャレン

ジであって、その理由の背景の一つだという整理でございます。

というのが、異議申立手続の流れについてのご紹介でございまして、もう1点、異議申立手続の公開という問題で、1点ご確認させていただきたいところがございます。

実は、異議申立手続に関する規則の中で、第11条、財団は、認証評価評議会によって修正評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う、として、要は修正評価報告書を公表するというふうになっております。規程上、必ずしも明らかでないのは、異議申立てがあったという事実及び異議申立ての内容、あるいは修正評価報告書にならない場合、却下した場合の却下理由等々を公表対象とするのかどうかというところは、規程から漏れております。

これがどういうふうになるかということでございますが、これまで各法科大学院に対する説明の中では、評価報告書はいったん公表されて、それに対するチャレンジであるから、あとは公開の場での手続であるという説明はしておりますけれども、一方で、大学から評価手続の中で出される資料等々は、守秘義務を負った中で扱うという説明も一方でしております。ある意味では、規程上、必ずしも明らかでなかったということでございますので、これは別途、こういうふうに公表しますよということをアナウンスする必要があると思います。

ただ、早稲田につきましては、もう異議申立てが出ておりますので、個別に了解をとった上で公表する方向で進めるのが適切ではないかと考えて、そういう進め方でよろしいかどうかをこの場でご審議いただきたいと思います。

**【本林議長】** 今の点に絡んでいかがでしょうか。大学院側としては、そういう不服の申立てをしたという事実は公表してほしいかもしれませんね。

**【片山評議員】** そうですね。

**【山本事務局長代行】** 大学が公表するのは自由でございますし。

**【本林議長】** 財団がやるかどうかね。

**【山本事務局長代行】** これまでも早稲田大学に関して申しましたならば、こういう評価を受けるんだ、あるいは、こういう自己点検をやったんだということを積極的に公表しておりますので、多分異議が出ることはなかろうと思うんですが、却下した場合、公表されるとダメージが大きいからという理由が、法科大学院側にはある可能性はある。

あと、考慮しました点は、異議申立てをするとその内容も公表する、ということになりますと、抑止する方向で働くものはあるのかもしれないと考えました。つまり何でもとに

かく異議をもってことじゃなくて、大学はこの評価報告書に対してどういうことを言っているんだということを公開の場に出すことになる。それなりの節度というか、よく考えられた異議が出されることになると思います。

【片山評議員】 一般に、行政で行政不服審査がありますけれども、あの手続は公開ですよ。通常そうじゃないですか。行政不服審査の手続を非公開でやるケースというのは、あんまり聞いたことがないんですけども。

【山本事務局長代行】 規程上、明らかでなかったところを、どう手当てするかということになると思うんですけども。

【本林議長】 そうすると、事実上運用でやるということになるんですかね。

【山本事務局長代行】 少なくとも第1回目につきましては。

【本林議長】 そうすると、大学側の事実上の了承というか、そういうふうにするよということは、事実上は言うておく。あるいは了解をとるのはどこまでか。規程にないことを実際、公表していくわけですから、大学側の保護するだけの利害がどれだけあるのかという問題かもしれませんけれども。

そこは片山さん、どうでしょうか。了解は要らないでしょうかね。

【片山評議員】 了解は要らないと思いますけど、通告ぐらいは要る。

【本林議長】 通告はしておいたほうがいいでしょうね。

【佐柄木評議員】 ええ、一応やっておいたほうがいいと思います。この運用というのは財団の責任においてやることでしょうから、規程の空白部分というのは、財団の中でこが意思決定をするかはともかくとして、財団で決めればいいんじゃないでしょうか。

【山本事務局長代行】 この手続規則は、この認証評価評議会の決議事項でございますので、こちらで方針をお決めいただきたい。

【由岐事務局長】 今のご意見からしますと、公開の方向でという理解でいいのかどうか。それだけお決めいただければ、私どもはそれに従って運用します。大学にもそういう説明をしていきます。

【本林議長】 そうですね。いかがですか、その辺は。

【佐柄木評議員】 早稲田についても、ホームページ上ではこれに対して異議申立てがあったということは……。

【山本事務局長代行】 公開していません。

【本林議長】 ここで方向づけができれば、そういうふうにしてもいいということですよ。

か。

【由岐事務局長代行】　　そういうふうに早稲田に説明して、早稲田が公開していいというなら、それは公開します。

【片山評議員】　　早稲田だけ公開するというのもおかしいかな。

【本林議長】　　この評議会としては、運用として公開をしていくということで、いかがでしょうか。

【片山評議員】　　非公開にしたら、後で財団が困ると思うんです。却下するにしても修正するにしても。

【山本事務局長代行】　　そうですね。

【片山評議員】　　何か突如、不名誉な形で変えましたって、何か圧力があったのかなと。

【山本事務局長代行】　　公開にするという考え方でやって、規程上、必ずしも明らかでなかったけれども、そうしていきます。不意打ちになるというクレームについては承りますということかなと。

【片山評議員】　　条文の空白といいますか、必ずしもつまびらかでなかった部分は、やっぱり例えば行政不服審査手続きみたいな、そういうものを引用するというのが常識的だと思うんです。

【本林議長】　　それでは、方向づけとしてはそういうことで、この評議会で決めるということにさせていただきます。

今のを踏まえて、その次に4番、これは手続上のことでしょうけれども、予備委員の追加選任と指名の問題を先に審議いただいて、その後に早稲田大学の問題について少し具体的に中身に入るということにしたいと思います。第4号議案について、説明してください。

【山本事務局長代行】　　資料の13でございます。異議審査委員の予備委員の追加選任の件でございます。異議審査会委員につきましても、対象の法科大学院と利害関係がある場合は、審議から外れていただくという規則になっておりまして、これまで予備委員が2名、選任されているんですけれども、今回、早稲田大学の異議を審査するにあたりまして、予備委員を含めても、利害関係のない委員の人数が定足数に足りないという事態が起きましたので、追加で1名選任させていただきたいと思います。選任候補者が笠井治弁護士でございます。第二東京弁護士会の弁護士で、現在、東京都立大学、首都大学東京の法科大学院の教授を務めてございます。日弁連の法科大学院センターの委員長の経験者でございます。先ほど出ました学位授与機構の評価員でございます。

【本林議長】 利害関係を解消するために、予備委員に笠井治弁護士を選任するという  
ことによろしいでしょうか。

そうすると、第4号議案まで終わりましたが、その他ですが、どうしますか。先ほど、異  
議申立ての早稲田の件について、手続的などころを諮りました。これは、皆さん、どんな  
形で、どんな異議が出されているのかというのは、ここまで議論したので、若干興味をお  
持ちかもしれないと思います。ただこれは中身に入ってどうこうというのは、異議審査委  
員会でまず第一次的に異議審査をしていただいて、その後ここで諮るということなので、  
あまり中身についてどうこうというのではなくて、どんなところが例えば異議の対象にな  
っているのかというあたりについて、資料は配付されていますか。

【山本事務局長代行】 資料は14です。

(省略)

【本林議長】 事務局のほうで、その他、意見交換事項ということで何かこの場でご意  
見を言っておきたいということがあれば挙げていただけますか。

【山本事務局長代行】 資料18でございます。これは、本評価が始まった時点でごさ  
いますけれども、この段階で今の財団の認証評価事業の状況を振り返ってみて、これから  
どういうことをいろいろ考えていかなければならないのか、項目を挙げさせていただきました。  
2つありますが、1つは、当財団の認証評価の基本方針という観点があります。これ  
まで財団の評価事業のパンフレット等で6つ特色があるんだと謳ってまいりました。1  
つが、司法サービスのエンドユーザーの視点を大切にする。2つ目が法律実務家の視点を  
大切にする。3つ目が法科大学院の自己改革の視点を大切にする。4つ目が法科大学院と  
の対話を重視する。5つ目が事実的などころ、より実質的なことを重視する。最後6つ目  
が法曹養成教育の研究。これらの特色といいますか方針が、評価報告書であるとか、評価  
活動にどのくらい反映されているのか、これからどういうふうにしていかなければいけな  
いのかということでございます。

特に1つ目の司法サービスのエンドユーザー、つまり、大学の研究者あるいは教員であ  
るとか、あるいは法律、実務法曹であるとかというよりも、司法制度、あるいは司法改革  
のメリットを受ける一般の方々、企業等が見て、法科大学院のそういった評価をするとい  
うことが、どこまでできているか、あるいはどういうことをすれば、こういう方針をより  
適切に反映していけるのかといったことが、まだ不十分だなどいうところがございます。

先ほど評価員のメンバー構成というお話がございましたけれども、やはり教員、どちら



かという法科大学院の教員、実務家教員というのが中心でございます。これまで我々の評価でも、実際に評価員として参加いただいている一般有識者の方は1名だけでございます。企業の方なんですけれども、こういう評価をやるに当たりまして、3日も4日も休んで評価に立ち会っていただくということが、そういう母体がどのくらいできるのか。あるいは、何か別のアプローチがあり得るのか。そういったあたりが課題になろうかと思いません。

実際に、評価報告書の中で、仮に関係してくるところがありましたならば、各法科大学院がどういう法曹を養成しようとしているのかということをも明確によく考えているのかというところでもあります。エクスターンシップとかクリニックというような、社会との接点をどういうふうに位置づけているか。そういったあたりが少し、この評価に関係してくるのかなという印象をもっております。他にもっとアプローチがあるのかといったように。

2つ目の法律実務家の視点というのは、法律実務家、いわばエンドユーザーに近い、より近い立場である法律実務家の目から見て、法科大学院はいかにあるべきか。これは現在の取組みの中でいろいろ見ていくのだろうというふうに考えます。

3つ目の法科大学院の自己改革の視点でございますが、法科大学院がみずから改善しなければ事は動かないわけですから、それをどうやってサポートしていくかという視点でございます。先ほどの議論の中に、評価員には大学の実情をよく知った人になってほしいというのは、こうしたことも実はございまして、シンポの中でもやはり同じことを言ったり言われたりする場合でも、大学の実情をよく知っている人から言われるほうが、腹にすんと来ると。どうしたらいいのかということがわかりやすいというような意見もございました。

それから、次の法科大学院との対話重視というところでございますが、できるだけ書面のやりとりだけで済ませるのではなくて、対話の機会を増やすことによって、より実のある評価にしようということでございました。現在、財団の取組みとしましては、現地調査の日をほかの機関よりも多くとっております。ほかは2日間、こちらは丸3日間、1日多いわけでございます。

それから、公表しております評価報告書の前にですね、評価報告書の原案を法科大学院にお持ちしております。その評価報告書の原案には、もっと多くの情報が盛り込まれている。公表版にはない情報ですね。こういう議論が出た、こういう改善提案、こういう改善の可能性もあるんじゃないかという議論があったということも事細かに書いている。しか

も、実際に法科大学院にお持ちした際に、そのような説明を口頭でする。意見交換をする。対話の機会をできるだけ増やす努力はしております。

その次の実質重視という点は、評価の効率というところにも関係するんですけども、メリハリをつけて、できるだけ中身に踏み込んだ調査をし、評価をしたいということで、対話重視ということとも平仄があうところでございます。

やや個人的な感想でございますけれども、評価基準に沿って評価をどんどんまとめてきますと、やはり形式的な部分が多くなりまして、果たしてそれを表記するだけで、法科大学院の実態がわかるのかどうかということを考えることもございます。たとえば評価委員会であるとか、分科会の議論でよく出ることでございますけれども、この法科大学院はどうもあまり元気がないとか、教員の大変な熱量が感じられるとか、あるいは教員と学生の信頼関係が非常に高い、ここはあまり学生が教員を信頼していないとか、そういったことがよく話題になるんですけども、そういったことが評価報告書の中にはなかなか表れてきにくい。ただ、多分、法科大学院のパフォーマンスには大きく影響しているのではないかと思います。そういった実質的な面を評価報告書にあらわしていくことが、どのくらいできるのかどうか。

最後、法曹養成教育の研究でございますが、評価をする以上は、法曹養成教育はいかにあるべきかという実態の研究を大いにやるべしということで、財団は認証評価事業の附帯事業として、法曹養成教育研究会を備えておりますけれども、06年度はあまり進展いたしませんで、07年度はこれに力を入れていきたいと考えております。具体的には、アメリカのマクレイト・レポート、法曹に必要な資質と能力はいかにあるべきかということの研究を深めていくということでございまして、7月にシンポジウムを予定しております。

以上が、これまで掲げてきた特色が果たしてどれぐらい反映されているか、あるいはこれを反映するにはどうしていけばいいのかというテーマでございます。

2つ目は、評価を教育改善に繋げる方策でございまして、評価のしっぱなしではあまり意味がないので、これが実際の法科大学院教育の改善にどうつながるかという点まで、3つほど手がかりとして考えています。

1つ目は、公表。現在、2校の評価をいたしましたけれども、評価報告書も、それから、各法科大学院の自己点検評価報告書も公表されております。各大学は自己点検評価報告書を公表し、それと対比される評価報告書を財団が公表しています。自己点検評価報告書には、現状はこうである、それから、こういうふうに改善していくという改善計画が公表さ

れておりますので、法科大学院が改善を公約しているような状況がございます。それがちゃんと公表どおりなされているかということは、社会にある意味でレビューされる格好になっていると一応考えられます。自己点検評価報告書の公表、それから、改善されてあるのであれば、その改善結果の公表を促していくということが1つの方策ではないかと考えています。

2つ目は、財団が行う評価で留保付評価をやると。これからいろいろな問題を抱えた法科大学院評価があると思うんですが、この点についてはこういう手当てを何年以内にするということを条件として、適格と認めるとかですね、C評価をする。こういった留保付評価をする場面が出てくるのではないかと考えております。それは公表されますので、改善を促す一つの仕掛けになるだろうと考えております。

3つ目は再評価ということで、留保付だけでは不安だと、2年後、3年後にどう改善されているかを、分野を限って再評価する。その結果をまた公表するという仕掛けを、財団の場合、用意はしております。これは各法科大学院と締結する評価委託契約の中に、評価の後、部分的な再評価をしていただくことがあるとなっておりまして、財団の意向で再度評価を、しかも有償でさせていただくという契約のつくりにしておりまして、それもちゃんと教育改善がなされていることを担保する、あるいは促す1つの仕掛けになるんじゃないかと考えています。ほかに何か有効なやり方があるかどうかといったことが検討の課題だと考えております。

**【本林議長】** 非常に幅広くいろいろな論点が、ここに記載されていますけれども、今のご説明だけで、ここですぐ具体的な意見を述べるというには、ちょっと論点の絞りが必要かなと思います。特にアンダーラインを引いた司法サービスのエンドユーザーの視点というのが、今回の司法制度改革でも、国民に身近で利用しやすく、しかも国民が参加する司法、そういうものを目指すんだと言っているわけですから、法曹を養成する際に、そういうエンドユーザーの期待とといいますか、それにきちんとこたえる役割を果たせるような法曹をつくる、そういう義務を、法科大学院が負っているわけで、そういう方向にきちんとやっているかどうかということ、評価基準をさまざま定めながら、チェックしていくというのが今の財団の位置づけだと思います。これは、うっかりすると法科大学院のやっていることを、同じ研究者であり、同じ業種である法律実務家があれこれ言うというだけにとどまって、この視点をうっかりすると忘れることもあるので、これは常に明記しなきゃいけないところがあると思います。

後のほうの評価報告書のところで、自己点検・評価報告書は、評価というのは基本的に5年に1回やればいいわけですね。ある大学では、1回受けたら、5年後に受けたい。自己点検・評価報告書というのは、想定では5年ごとなんですか。それともこれは毎年ぐらいにでも出すんですか。

【由岐事務局長】 たしか大学では毎年つくっているところが多いと思います。

【本林議長】 そうですか。

【由岐事務局長】 ただ、方式については、財団の方式ではなくて、大学で定めた方式に従って、自己点検評価はしていると思います。第三者評価は、5年に1回という大学が多いです。

【山本事務局長代行】 そういった場合は、大学全体の機関評価になります。

【本林議長】 全体の、法科大学院に限らず。そうですか。

【山本事務局長代行】 自己点検・評価報告書も、今、お手元の資料で資料16、17が早稲田大学と駒澤大学です。

【新堂評議員】 司法サービスのエンドユーザーの視点というのは、大変重要な点だと思うんですけども、なかなか個人として、現在、法曹養成に現にかかわっている先生方には、あまり時間がないと思いますね。財団あたりがもう少しPRして、第三者評価をなぜ受けなきゃいけないのかというあたりを、大学の人によく理解してもらう必要があると思います。大学の中にいる人は、特にロースクールの中にいる人は大学の中のことを世間に対してどう説明していくかということについては、ほとんど説明していないんですね。特に教育の中身については、説明のしようがないといえないんですけども、しかし、評価の基準を通じて、自己点検をしながら、その内容を社会の人に説明するというスタイルが、大学サイドにきちんとないといけないんじゃないかという気がするんです。法科大学院に限らないことですけどね。こういう、せつかく評価という大変な事業をやるからには、その意義をもっと自覚していただきたいなという気がするんです。

【由岐事務局長】 エンドユーザーの視点と言いながら、私どもでもちょっと問題があるのは、エンドユーザーにどういう形で参加していただくのか、あるいはどういう形でやることによって、エンドユーザーの視点が評価に生かされている、あるいは法科大学院の法曹養成教育に生かされていると言えるのか、正直言って私たちも十分とは思っていないので、ぜひ、この問題についてご意見をいただきたい、というふうに思っています。

【佐柄木評議員】 企業人に限らず、リタイアした人で、こういうことにかかわってみ

たいなという人もたくさんいると思うんです。メディアでいうと、例えば司法記者のOBなどだってたくさんいます。そういう人を含めて、どうやってその情報をキャッチするかという問題はありますけれども。企業人なども、企業部門を経験されてリタイアした人なんてたくさんいますよね。また、消費者運動をやっていた方など、適格者はいろいろな形でいるんじゃないでしょうか。問題は、どうやって人事情報を集めるのかというところだと思います。

【片山評議員】 エンドユーザーの視点というのは非常に重要だと思うんですけれども、私、ちょっと疑問に思いますのは、一般に学校、教育機関のミッションは何かと言われるすと、一般でいいますと、ミッションを考えるとときに、真の顧客はだれですかということが一番ポイントになるわけです。その人のために、特定の目的で任務を果たすわけですから。学校の場合は、ミッションを考えたとき、真の顧客は生徒、保護者なんです。そこでいい教育をすることによって、間接的に国家社会に貢献するということなんです。

なぜそんなことを言うかという、従来は、日教組が強いから、学校は真の顧客は教員だとかという誤った考え方もあったんです。公共事業は業者のためだという誤ったミッションもあったわけです。そこで、ミッションを整理しましょうといったときに、学校は一般論でいうと、真の顧客は生徒と保護者、だから、その顧客満足度を高める教育をしましょうというのが一番ポイントなんです。

これが法科大学院になったときに、途端に、エンドユーザー、真の顧客は国民ですよということになったときに、果たして、ミッションとの整合性が、うまくとれるのかなという気はするんです。ちょっと間接的になり過ぎるんじゃないかという気がするんです。実際にいい法曹を育てて、それが国民のために働いて国家社会に裨益するという、これは当然なんです。ただ、法科大学院のミッションを考える場合に、一足飛びに国民までいっていいのかなという気がちょっとするんです。これは医師の養成も同じことが言えるんです。例えば一般の大学の法学部なんかだったら、いかがでしょうか。真の顧客はだれですかという、やっぱり多分、法学部の学生だと思うんです。

【大谷評議員】 それは当然のことだと思うんですが、この法科大学院について言えば、今おっしゃったようなミッションをどこに向けるかという場合、常に司法試験と関係しちゃうんです。だから、法科大学院の学生にとって、ほんとうのためになるのは何かというと、司法試験に合格するような教育をしてほしいということになるのですね。だから、その上に国家社会のためには、なかなか考えにくいところがありまして、今おっしゃるよ

うに、どこに接点を求めるかというのは非常に大きな課題だと思います。

【片山評議員】 下手をしますと、ミッションの混乱が起きるんです。今、実は教育の現場でミッションの混乱が起きていまして、例えば高等学校で社会科の歴史の未履修ってありましたでしょう。あれはもう、まさしくミッションの混乱なんです。文部科学省は、「あれは教育委員会がだらしがないからだ」と言って、文部科学省の権限を強めようという、これは間違っているんです。あれは単なる現場のミッションの混乱なんです。

高校の真の顧客である生徒も保護者も、みんな大学に入りたいと、これがミッションなんです。ところが、教育の建前はそうではなくて、ちゃんと社会を担っていく、社会を構成する、教養豊かな社会のメンバーを育てたい、これが建前、ミッションなんです。ところが、現場のミッションは、いかにいい大学に入れるか。そこで教員のミッションの混乱が起きているということです。その結果が未履修になっているわけだから、ミッションを混乱させないで整理させなきゃいけないのに、この作業を実はやっていない。

やや似たようなところがあって、今、先生がおっしゃったように、学生のためを考えれば、司法試験というミッションだけれども、国家社会のためにいい法曹というように、少し混乱があるのかなと思います。

【由岐事務局長】 少しではなくて、そのものずばりですね。皆さんご指摘するところでございます。

【片山評議員】 だから、これを私なりに解釈すれば、あまりにも現実が司法試験のほうに傾いているから、やっぱり国民のエンドユーザーの視点も必要なんですよという警鐘を鳴らすぐらいの意味なんだろう。これもよくわからないんですけど、法科大学院のミッションは、真の顧客を国民とするのか、それとも学生とするのか、ここは非常に大きな問題点だと思います。

【大谷評議員】 私はいつも言うんですけども、もし9割方合格するとなりますと、そういう教育ができるんです。今のように合格率が低いと、どうしても、本来の理念を実現することは難しいですね。

【千種評議員】 1の司法サービスのエンドユーザーの視点というのは、だれがどういう理由で言い出したことだか私は存じませんが、今までの大学というのは少なくとも実務家養成ではなかったけれども、研修所は実務家養成だったのです。研修所の教育というのが、エンドユーザーというものを無視しては成り立たない教材を使ってやっていたのです。それじゃ、この言葉はアメリカから来たのかなと私はふと思ったのですが、アメリカのロ

ースクールというのはケースブックですから、教科書というものを読んでいけば、エンドユーザーを意識しなければ判例の理解ができないんです。だから、そここのところの哲学をこっちへ抽象的に持ってきたのかなと。だから、ロースクールで昔の有斐閣の教科書を使ったり、甚だしくは塾の教科書を使っているようなやつは、これは困るという意味も含まれているかなという印象は持っているんですけども、そここのところの意味が周知徹底していないんじゃないかと。研修所は昔から、エンドユーザーを抜きにして実務家養成なんかできなかったはずなんですけどね。

【由岐事務局長】 このエンドユーザーの視点というのは、評価機関として、そういう視点を持つという趣旨です。法曹実務家もユーザーがいるんだと。法曹を養成する際に、こういう社会の要請を無視して法曹を養成してもしようがないんじゃないか。当時、1990年代に、大学というものが孤立化してというか、社会から遊離してと言うと怒られてしまいますが、第三者評価をしようという機運の中で、社会の批判にさらされなければ社会の信用を得られないだろうと。では、そこでいう社会はだれなのかというと、やっぱりそれは、司法、専門職大学院、特にそれを利用する人たちの視点がなくてはいけないと考えられたわけでして、今、千種先生がおっしゃったように、そういう各論にまで入って我々が検討しているかという、正直申し上げて、そこまでは検討していなかったというのが事実ですので、これについては、さらに検討を深めさせていただきたいと思います。

先ほどのミッションの混乱というのは、高校よりも、もしかすると法科大学院のほうがひどい状況ですけども、また法科大学院もやせ我慢して、国民の方向を見ていただいている。つまり、司法試験を表立っては言わないという教育を貫徹している法科大学院も多いので、ですから、そこら辺は、我々は「やせ我慢」というんですけども、やせ我慢していただいている。司法試験の合格率が高まれば、大谷先生のおっしゃる通りです。

【新堂評議員】 片山さんのおっしゃった、混乱しているというのは確かに事実なんですけれども、特にまた法科大学院については、目の前に司法試験の合格という問題がありますから意識せざるを得ないんですけども、しかし、法科大学院の教育の内容というのは、司法試験合格のためだけに行っているわけではないと思うんです。やっぱり、我々が教えている内容というのは、やがて弁護士なり裁判官なりになったときに、いかに社会に信頼されるような法律家になるかということを目指して教えていると思うんです。

ですから、現実論でいいますと、まずは受かること、それを目的にせざるを得ないですよ。同時に、しかし、それだけに尽きないんだ、それは通過点であるといつて、学生に

は、「おまえたちが世の中に出たときに信頼されるためには何を身につけるべきか、それを僕たちは教えているんだよ」と、そう言って教えているんでしょうけどね。

【本林議長】 今の片山さんのお話で、結局、この司法サービスのエンドユーザーの視点というのをほんとうは一番要求されているのは、法科大学院で教えている、弁護士を含めて実務家教員なんですよ。これは審議会の意見書でも、権利の守り手、それから正義の担い手、使命感を持って、倫理をちゃんと厳しくしながら質の高いサービスをしろ、公益的な活動もしろと、そういう弁護士としての役割というのが、そこで規定されていると。

それはそのとおりで、あと学生に対しては、実際に世の中で、例えば法律論で、あるテーマで議論するときも、学者の先生はそれを理論的に、「こういう場合には、理論的にこうなりますよ。こういう権利が出てきますよ」と。それは実際の社会ではどんな案件があって、それがどういうふうに解決されているのか、社会ではどういう解決の仕方を求めているのかというのを、やっぱり一緒になってロースクールなんかで教えているというのは非常にいいわけです。

それから、クリニックということで、一般の人が相談に来るのを、学校の教員と学生が一緒になってカウンセリングするのに、それを聞きながら、自分の意見があれば言うとか、そういうことだとか、法律事務所とかいろいろなところで、学生のエクスターンシップで、外でいろいろな研修をしながら社会の実情を味わってもらおうとか、そういう意味では、ロースクールはかなりいろいろ、そういう科目なり何なりをやっていますけれども、そういう意味では、弁護士が期待された役割を法科大学院の中でどれだけ果たしているのかというのが、私は決め手になるのかなと思います。

そのあたり、この財団の評価基準には、どういう法曹を目指す教育をしようとしているのかとか、実務家教員がどれだけの割合入って、どういう形で授業をしているのかというあたりが、かなり重点を置かれて評価の対象になっているということも事実です。

【片山評議員】 2番目の法律実務家の視点というところに、エンドユーザーのことを考えているということが多分入っているわけですよ。

【本林議長】 そうですね。

【片山評議員】 さっきの話に戻るんですけども、理のわかった人に評価してもらいたいというのが一つございましたよね。あれは非常によくわかるんですけども、私は逆に、やっぱり、ことわりのわかっていない人に評価してもらって、その人がちゃんと、わかるような説明をできるかというほうが、我が国の現代、今日では必要だと思うんです。



例えば霞が関の評価をしようとしたときに、霞が関のお役人が評価したらだめでしょう。これを言うと、みんな笑うんです。これは同じことだと思っんです。やっぱり、ことわりのわかった人同士だと、「あれ大変だよね」「そうだよね」、それで終わっちゃうんです。そこを、わけのわからない人に説得的に説明できるかどうか説明責任ですから、だから、もちろん、ことわりのわかった人もチームにいてもいいんですけども、ことわりのわからない人もまじっている中で、いかに説得力を持てるか、そのことが、当事者が進化したり是正したりするモチベーションになると思っんです。

【新堂評議員】 別の方向で。

【本林議長】 はい、どうぞ。

【新堂評議員】 教育の中身の重視というのをいかに現実の評価に対応させるかというのは、これは大変難問だと思っんです。ただ、おそらく現地調査で評価員の方々が共通に感じ取る印象というのを、何らかの形で、数値化まではいかないにしても、評価項目の中に入れる工夫をされたらいかがでしょうか。ロースクールの教育効果がどれくらい上がっているかは、おそらくこの教育の実質にかかわっているわけなんです。その点についての第三者評価、この認証評価というものが、やや形式的ではないかという印象を持ちます。ここは本当になかなか難しいんではしょうけれども、ただ、何となくこの学校は元気があるとか、教室の空気がはりつめているとかいうことはお感じになるでしょう。そこらあたりを評価できるような工夫を、いま一つお願いしたいと思っんです。

【由岐事務局長】 先ほど申しましたとおり、大学と学生の信頼関係という物差しは結構使えるんです。私は40校ぐらい見させていただいたんですけども、学生が先生を信頼して、先生が学生が勉強することを前提にやっている。変な話、司法試験の合格率もいいですし、大学に活気があるんです。学生は大学を信頼していないなんて、幾つかの大学はあるんですが、これはだめです。だめですと言うと怒られちゃう。でもこれは、何校か見ていると、不思議なことにわかるんです。学生と大学の信頼関係が、これが一番重要だと。どうもそうみたい。信頼していない大学は、どうも学生さんが逆にいっちゃうという傾向があります。これを数値化するのはちょっと難しいし、信頼関係がないなんて、書けないんです。

【本林議長】 中村先生、何か。ちょっとテーマが茫漠としているのですが、ご感想でも何でも、コメントがございましたら、どうぞ。

【中村評議員】 この財団の評価は大変きちんとやっていると思っんですけども、た

だ、評価というのは非常に手間がかかる。評価するほうも、されるほうも手間がかかって、本来の教育のほうがかえって評価のための教育になってしまうという危険がある。ですから、私ども国立大学では随分いろいろな評価をやらされているんですけども、評価は、評価疲れとか、評価が緻密化、客観化すればするほど、結局、評価が過大なものになってしまうという心配があるものですから、そういうことのないような形で、いい評価をやっ  
てほしいと思います。

【本林議長】 特に今は初回ですから、最初だから、両方ともなれないところがあって、必要以上に労力を使っているところもあったと思います。2回目、3回目あたりから、相互に慣れてくるんでしょうけどね。

【由岐事務局長】 中村先生は評価疲れをなさっていて。法科大学院評価、認証評価、自己評価、外部評価、3つぐらいやらされるんです。大変だなと思いますよ。

【本林議長】 はい、どうぞ。

【松尾教授】 もとに戻って、よろしいですか。

【本林議長】 どうぞ。

【松尾教授】 既に申し立てられている異議について、これから異議審査委員会活動が始まるわけなんですけれども、大体どれぐらいの……。

【本林議長】 そうですね、それは大体推測がつかますでしょうか。異議審査委員会のほうは、もう第1回が入っているのでしょうか。

【山本事務局長代行】 6月7日でございます。

【本林議長】 6月7日ですか。大体いつごろ結論が出るというのは、予測はつかますか。

【山本事務局長代行】 第1回が6月7日です。委員長である後藤先生は、できるだけ1回で結審したいと。できれば、早稲田大学と評価委員会の人を呼んできて、いろいろ議論して、それでもう一発で決めたいという、そういう意向を申されております。そうすれば、6月中には結論が出まして、こちらに異議審査書が上がってくるということになります。そうすると、それを踏まえて、7月頃でしょうか。

【松尾教授】 手続規則を見ているんですが、第7条で異議審査書が評議会に提出され、そして第8条で評議会がこれを審理するわけですね。その審理の席に異議審査委員長は出席できるのでしょうか。

【由岐事務局長】 はい。この評議会に異議審査委員長に出席いただいて、その場でこ

ういう経緯ですというご説明をいただいて、評議会が決定するという手続です。

【松尾教授】 むしろ手続としては、ここに明文を置いて、異議審査委員長は出席し、意見を述べるができると規定してもよい位ですね。

【新堂評議員】 なければおかしいですね。それと、1回で決めてしまうっていうのは、大変元気で結構なんですけど、あらかじめ財団の考え方を相手方に知らせるという必要があるのではないのでしょうか。それでもう一遍、早稲田大学の再論を聞いた上で、その当日、ヒアリングをやるというんじゃないと、財団が何を考えているんだか全然わからないということになりませんか。現実にはヒアリングをやるのかどうかも知らないんですけど。

【由岐事務局長】 私どもも想定していなかったんですけど。

【新堂評議員】 やるとなると準備書面になるのでしょうか。

【片山評議員】 対審構造になるんですか。

【松尾教授】 これは、8条を見ていると、相当か不相当か、民事訴訟でいえば、判決手続に相当するような感じですね。

【新堂評議員】 近いですね。

【松尾教授】 何か和解のようなものは考えられないでしょうかね。

【本林議長】 確かに、そうですね。

【新堂評議員】 でも、その場で修正文言をつくるということもあり得るでしょうね。

【由岐事務局長】 そこに事務局は関与できないので、今のところ、どうやって進めるのかという後藤先生の意見は出ておりますけれども、先ほど山本がご説明したとおり、異議審査委員会というのは、まだ1回も経験したことがないので、委員長がそういう意向ということになると、事務局でどうのこうのとは言えませんので。

【山本事務局長代行】 早稲田の例で申しますと、最初に自己点検・評価報告書が早稲田から出ております。それに対して調査した結果が、財団から評価報告書が出ていると。まず原案の段階で早稲田に意見聴取して、意見申述書が出ています。それに対する回答書も財団から出ております。それから、その異議、評価報告書の確定版がまた出ております。それに対する早稲田からのチャレンジが。もう何度もこの議論をやっておりまして。

【片山評議員】 最初から、評価基準がおかしいという論点なんですか。それとも、最後の苦し紛れに、やっぱり基準がおかしいんじゃないかということでしょうか。

【山本事務局長代行】 最初からです。

【片山評議員】 最初から、基準がおかしいということは、一種の違憲立法審査みたい

なことですよね。興味深いですね。

【本林議長】 松尾先生、今の答えでよろしいですか。だから、最も早ければ6月中ぐらいに結論が出る。さっきおっしゃった、両方で話し合いして、なるほど、そういうことなのかということがわかって、和解みたいなのがあるのかどうか、そこはちょっとわかりませんが、いずれにしろ、最も早ければ、6月、7月ぐらいのころ、結論が出る可能性はあり得るということですかね。

【由岐事務局長】 はい。

【松尾教授】 我々の評価基準を改善する一つの機会であるとは考えられますね。

【本林議長】 という理解でね。

【松尾教授】 対話をする機会ですからね。法科大学院側の見解もよく聞いて、対話を進めるその一環でしょう。

【由岐事務局長】 早稲田もそう思っているのだと思います。

【本林議長】 そうですね。

【片山評議員】 それは私、申し上げようと思ったんですけども、評価基準というのは、1回つくったら金科玉条ではなくて、やっぱり進化もするでしょうし、それから、どちらかという、妥当性が低いものもあるかもしれないので、それは謙虚な姿勢で見直すということが必要だと思うんですね。こういう異議の申し出をきっかけにして見直すということも、一般的にあるかもしれませんし。

一例を言いますと、市民オンブズマンというのがあるでしょう。あれが自治体を評価するんです。自治体にランキングをつけるんですが、どうしても評価の基準がおかしいとなったんです。といいますのは、公務員の天下りが問題になって、地方団体でも天下り批判を受けましたよね。それで、要するに、天下りをしたOBのリストを全部出すかどうかの評価基準になっているんです。全部出すと10点なんです。一部しか出さないと5点、全然出さないと0点、こういう評価なんです。私のところは評価が5点だったんです。何でかという、天下りをあっせんしていないから、わからないんです。もう非常に改革して、いい方向にいつているわけです。あっせんをしているところは、全部リストを持っているわけです。そこが一番評価が高いんですね。あっせんしてないとわからない、押しつけなければですね。これは評価がもっと高くてもいいのに、低いんです。オンブズマンに何回も言ったんです。「おかしいじゃないか」「いやー、だけど」とか言って、というようなこともありますから、早稲田の言うことも正しいかもしれませんね。

【本林議長】 吉村先生。

【吉村評議員】 蒸し返しになるような話になるかも知れませんが、やっぱり一番悩ましいのは、1の①だろうと思うんですよね。ただ、私の経験などを踏まえて申し上げますと、狭義の、狭い意味の法曹教育に関して言うと、先ほど話が出ましたように、司法修習制度は長年の積み重ねがあり、かつ、また実務家教員ががんばっておられるという実情を見ると、僕はあまり悲観的ではないです。

問題は、広い意味での法曹を志す諸君と言ったらいけないのかもわかりませんが、そういう人たちの、言ってみれば、処遇と言うと変なんですけれども、そういう視点がどんなふうになるだろう。僕は最初から、法科大学院制度が始まったときから、いまだによくわからない。

これは認証評価という観点からだけではなくて、非常に大きな問題をはらんでいて、社会一般が、法科大学院の卒業生であって、なおかつ狭義の狭い意味の法曹でない人をどう扱うかというのは、ものすごく大きい問題なんです。若い法曹の諸君に聞いてみますと、「我々が受験勉強していたころは、落ちた人について、落ちて当たり前だ。2%、3%にかからなかったから、うちの会社に来てくれたんだ。もうちょっとで通る人だったから、彼はよくできるんだ」という評価を受けることが多いと。ところが、40%、50%、あるいはそれ以上合格するようになると、「あんな試験に通ってないやつは、どうなってるんだろう」と。これはあまり人前で大きい声では言わないんですけど、非常に悩ましい問題で、我々だけで議論する問題でもないんですよ。それを社会に向かってどうするかというのは、我々だけではなくて、法科大学院もそうだし、あるいは法務省なり弁護士会、実務を教育する機関なり、そういうところがみんな考えなければいけない大問題である。ところが、その大問題を何となくぱっとかわして、世の中動いていっているのではないかなという気がするんです。はっきり言って、この制度設計をするときに、もともと司法試験に落ちた人って、あまり考えていないんです。ただ、要するに、実務法曹として、幅広い人間性がある者を育成するんだと、抽象的にわかっているんです。具体的にどうなったかという、大変な問題をはらんで、しかも受験制限があるでしょう。昔はないんですよ。苦節10年というのがごろごろいたわけですよ。今、苦節10年ってあり得なくなっちゃってるわけですよ。

【由岐事務局長】 そこも悩みなんですけど、合格した人の悩みみたいな、結局そこで、法律家として全部いけるかとなると、決して司法試験に受かったから、修習が終わったか

ら、全部というわけじゃないんで。現行修習生は、1月ぐらい前でも、30%以上が、まだ就職が決まっていない。新司法試験で50%ぐらい、まだ決まっていないんじゃないかと言われているものですから、そうするとそれは、結局、自宅で一人でやる。実際その業務ができないということもあり得るので、そこは日弁連のほうも相当努力をしています。これも難しい。先生がおっしゃったように、合格しない人も合格した人も、それは問題。

【吉村評議員】 報道ですけどね、昔は「イソ弁」までしかいなかったんですけど、今は「ノキ弁」の時代であると。

【片山評議員】 それはどういうことですか。

【吉村評議員】 例えば私が合格したとしますね、片山事務所に事務所を置くことだけを認めてもらって、片山先生は給料を払わない。片山先生がいい先生だったら、「弁護士会費ぐらい、おれが払ってやるから、おれの事務所に席だけ置け。自分で働いて稼げ」と。

【片山評議員】 仕事は自分で、個人営業、個人事業なんですか。

【吉村評議員】 個人です。だから、そうすると、言ってみれば、普通の場合は国選事件の奪い合いとかいうことになるわけです。国選事件は、二弁ではたしか、1人で受け持つのが2件以内にすると。それが1件とするというふうに変わったわけですよ。行き渡らなくなっちゃったんです。だから、今おっしゃったように、合格しても大変でしょう。

【片山評議員】 日弁連が、特に地方自治体を一つのターゲットにして、組織内弁護士を活用しませんかという話、飯田隆さんなんかやられています。私、あれは非常にいいと思うんですよ。おっしゃったように合格した人も、なかなか弁護士のほうにいけない、だけど、自治体でその専門的知識を生かして。場合によっては吉村さんがおっしゃったように、弁護士、法曹になれなかったけれども、その経験を生かす。一方、自治体のほうは法的なりテラシーを持っている人が非常に少ない。法学部を出た人はいっぱい入ってくるんですけど、だめなんですよ。で、今、訴訟とかいっぱい抱えていて、それを全部やっぱり弁護士にお願いするんですけど、接点というものが非常に少ない。だから訴訟を嫌がる。だから訴訟にならないようにならないようにして、理不尽なことも聞いたり、搦め手から圧力かけたりするという行政の悪い慣行ができてくると思うんですね。だから、組織内弁護士構想って言うのは大賛成なんです。今後、そういうところを開拓をされたらいいんじゃないですかね。

【由岐事務局長】 それは、アンケート調査をとった結果、あんまり自治体も企業も積極的ではなかった。

【片山評議員】 結局、それは今までの純粹培養、あんまり法律的な知識をふりかざす人をスタッフが好まない。それは無理ないところがあると思うんですよ。しかし、自治体の長から考えると、市民とかのためにやっぱりきちんと法律リテラシーを持った人が組織にいたほうがいい。潜在的な需要はすごく多いと思いますよ。とくに市町村になると、ほとんどいないですから。

【由岐事務局長】 そうですね。

【佐柄木評議員】 一つだけいいですか。

【本林議長】 はい、どうぞ。

【佐柄木評議員】 あの、エンドユーザーの視点ということなんですけどね、他の評価機関の評価基準と、我々の評価基準と決定的に違うところがありますか。例えば、臨床教育のところですとね、相当程度、似通ったものなんでしょうか？

【由岐事務局長】 私どもが先行しておりましたので、私どもの基準を取り入れていただいているのではないかと。例えば、法曹養成教育について、我々はもっと細かいレベルで、「こういうのがいいんじゃないか」とか抽象的に法曹養成教育と比べてみたり、あるいは学位授与機構はもっと数値基準が細かく決められている。実質重視という観点からあまり細かい点は問わない。ということがこの財団の特徴だったり、それを比較分析した論文がありましたね、明治大学の青山先生が比較分析していて、異議申立、あれはここだけじゃないかな。ここの面白い特徴だというふうに評価しておりました。よければ、次回にでもその文章を出して説明させていただいた方がいいんじゃないかと思いません。

【本林議長】 それでは、今日は長い時間ありがとうございました。次回は、早稲田の異議審査の関係ではもっと早めに入ることはありうるということで。

【由岐事務局長】 申し訳ございませんが、どうぞよろしく申し上げます。では、どうも長時間ありがとうございました。